

「YSCにおける、ひきこもり等の若者への支援状況」



NPO法人 青少年自立援助センター
常務理事 河野久忠

青少年自立援助センターのひきこもり支援

☆ 1977年 タメ塾としてひきこもり支援を開始

◎ 当時の不登校の子どもたちはひきこもりタイプが多かった
⇒ 閉鎖的な状況の子どもたちに情報提供や説得をするために
家庭訪問（アウトリーチ）が始まった。

☆ 保護者相談

☆ 家庭訪問

☆ 宿泊型の支援

☆ 居場所（フリースペース）

☆ 就労・就学支援

⇒ 入り口から出口までの自立支援モデルを確立

NPO法人青少年自立援助センター事業概要

- 厚生労働省認定事業
あだち若者サポートステーション
いたばし若者サポートステーション
多摩若者サポートステーション
⇒八王子若者サポートステーション(サテライト)
- 荒川区委託事業
あらかわわかもの就労サポートデスク

ネット支援事業

ひきこもり支援事業

当法人は、日本において、社会的不利益を被っている、あらゆる若年者の自立支援を行っています。30年以上の実績を持つ支援事業の特徴は、発見⇒誘導⇒参加⇒出口のトータルサポートです。ひとりひとりの特質に臨機応変に対応するためには、常に先駆的な取り組みが要求され、それを確実に実践していくことで、社会的責任を果たしていると言えるのです。

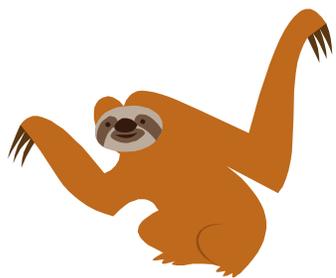
生活保護世帯・定住外国人の子弟支援事業

福祉的支援事業

- 知的障害者グループホーム
「きんもくせい 第一・二」
「きんもくせい 第三・四」
- 障害者・就業生活支援センターけるん
(厚生労働省・東京市委託)
- 就労継続支援B型・就労移行支援事業
(ジョブスペース游)

- 寮運営事業(福生市)
- アウトリーチ事業(訪問支援)
- 就労支援事業
- 足立区委託事業
セーフティネットあだち
フリースペースわかば
- 中途退学者等への「学び直し」支援事業
(都教委委託事業)
- 東京都登録事業
若者社会参加応援事業
- 内閣府委託事業
訪問支援員養成事業
- 家族会の運営
- 青梅市における若者の自立等支援事業
- こうとうゆうすてっぷ(江東区相談事業)
- 荒川区「若年無業者就業促進事業」

- 生活保護世帯の若者向けのアウトリーチ
- 定住外国人の子どもたちの学習支援(福生市・ネット)
⇒YSCグローバルスクール
- 板橋区生活困窮者学習支援事業
- 八王子市生活困窮者アウトリーチ型学習支援事業
- 八王子市若年無業者就労促進事業(中間就労訓練)
- 足立区生活困窮者就労支援事業
- ジョブリアあだち(生活困窮者就労支援事業)
- 福生市生活困窮者学習支援事業

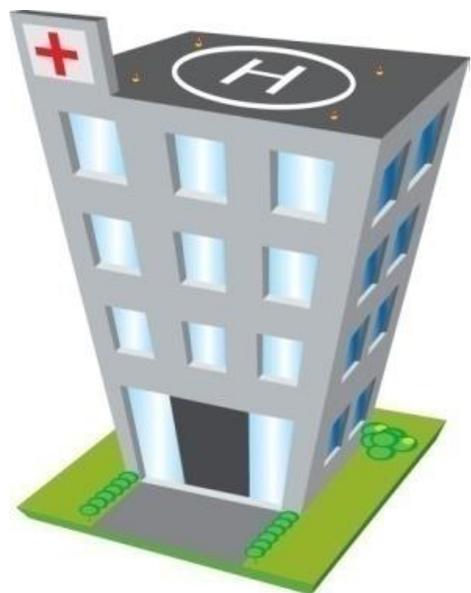


ひきこもりのタイプ

ニート層

精神・発達・
パーソナリ
ティー障害等

ひきこもり層



ひきこもり支援の現状 ～福祉医療と労働施策との狭間～

医療・福祉的支援

(ひきこもり支援センター)

(厚生施策)

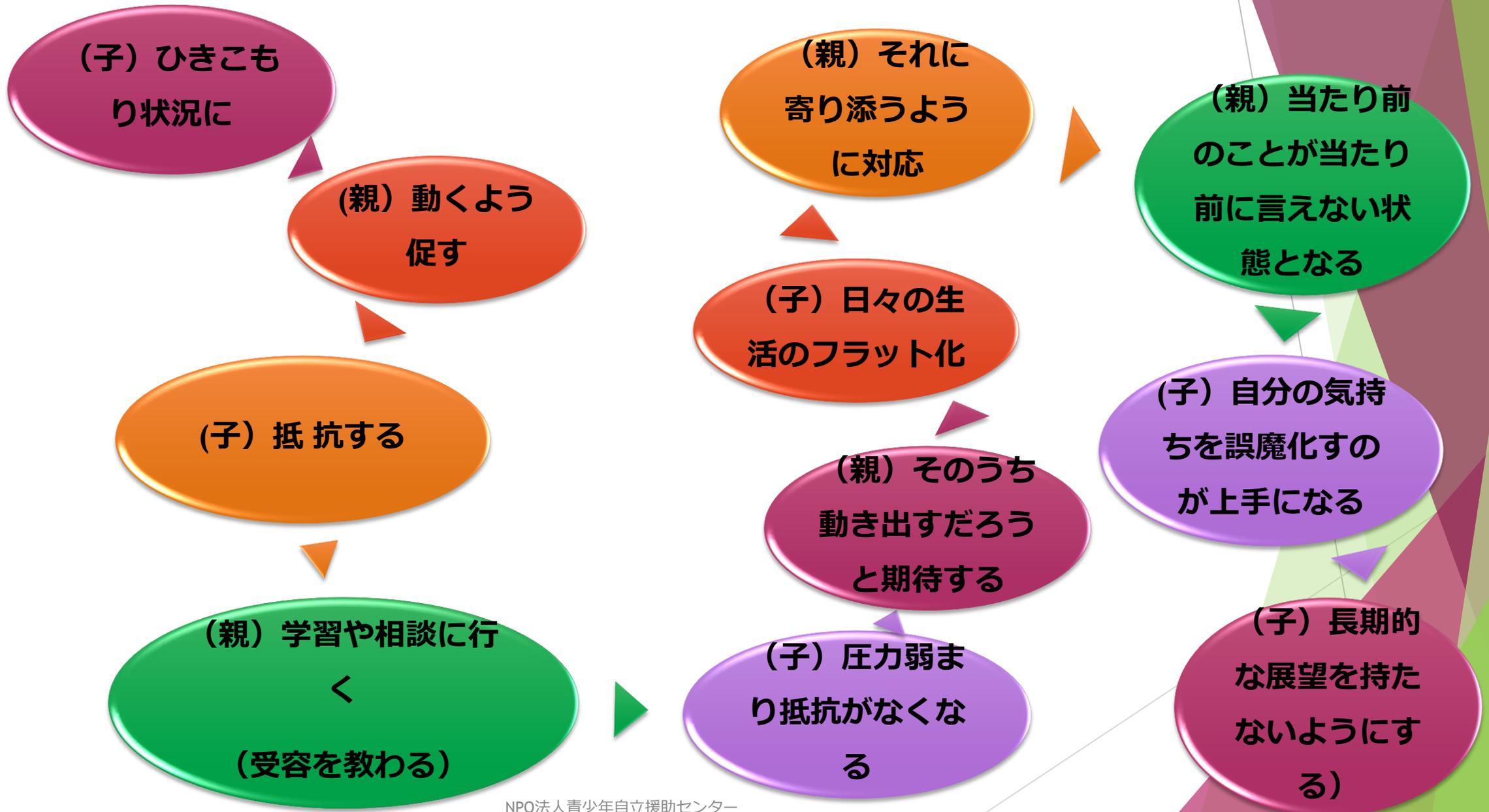
**この間の施策
が少ない。**

**基本的に民間
の支援が多い。**

職業訓練・ハロー
ワーク・サポステ等

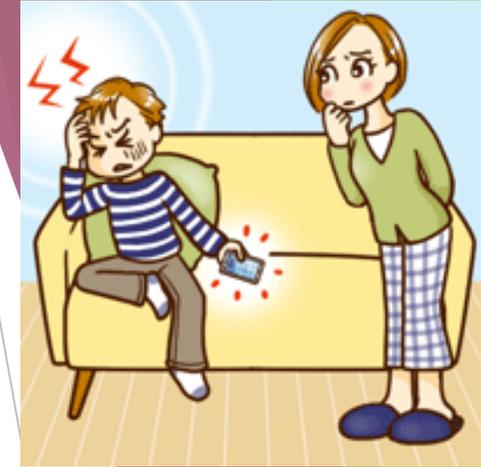
(労働施策)

ひきこもりの長期化スパイラル1



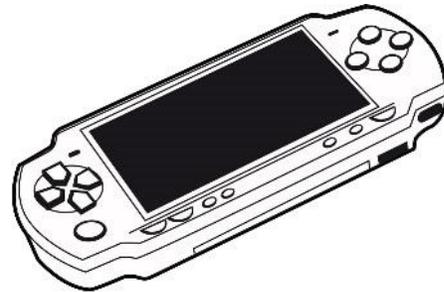
本当に着目しなくてはいけないこと

★ネット依存？ ゲーム依存？ e t c



→ひきこもり状況ではたいした問題じゃない・・・

→本質的な問題は



⇒ **家族間の共依存関係こそが根底の問題！！**

待ち続けることの危険性

- ☆本人のあきらめ感が強くなる
- ☆年齢とともに選択肢の幅が狭くなる
- ☆こだわりが強くなる
- ☆精神的な問題が二次的に発生する
- ☆親子関係の膠着化（話し合いも出来ない関係）

⇒待つことが、本人の生きる力を少しずつ削っていつている。

長期化がもたらすこと（親亡き後・・・）

- ・ 犯罪の問題
- ・ 自殺の問題
- ・ 精神疾患等の発症
- ・ 生活保護等の社会的コストの増大
- ・ 他の兄弟への経済的・精神的負担

個別相談

(状況も含めた見立てが重要になる)

どのようなタイプのひきこもり状況であるのかの確認作業

⇒ひきこもり支援も一律ではない

☆家族からの個別相談（インテーク）

成育歴から現状まで細かく聞き取り

→どのような環境・性格・現在の状況

→ここが一番重要な部分になる！！

⇒訪問支援の有効性も踏まえ支援方針をたてる。状況により他機関（医療等）への誘導も有り。

⇒必要に応じてアウトリーチも必要となる。



Y S Cの主な行政（地域）との連携

- 足立区では、生活保護受給者世帯の若者向けの訪問支援を実施している。負の連鎖を断ち切るをキーワードに自立に向けての働きかけを専門スタッフが実施している。2005年より・・・
- セーフティーネットあだち
ひきこもり状況に対する当事者・保護者に対する相談業務
- こうとうゆうすてっぷ
青少年の総合相談事業（保護者相談・当事者相談・訪問支援・居場所機能）
区内での関係者会議の定期実施。顔の見える関係（現場レベル）の連携を強化。
- 青梅市のひきこもり相談事業（保護者相談・当事者相談・訪問支援）
民生児童委員向けの学習会を定期実施。地域の見守りの中からひきこもり状況の若者を誘導していく。
- 八王子市における、生活困窮者向けの学習支援（まなぶーす八王子）
訪問型の学習支援機能（能動的にアプローチし、早期対応できる仕組みづくり）⇒福祉・教育等が連携

自治体と民間が連携するメリット

☆早期発見・早期対応が重要

- ⇒長期化・高齢化を未然に防ぐ（高齢化してからの支援は非常に難しくなる）
- ⇒機動力のあるひきこもりは、フリースペースや就労支援機関に繋がればよい。
- ⇒問題なのは、親子でも話が出来ない、親もどこに相談してよいか分からない（あきらめに繋がる）
- ⇒この層の掘り起こしが重要になる。
- ⇒早期発見のためには、自治体の広報力は重要

☆区市町村がひきこもり支援を実施していく上での課題

- ⇒それぞれの自治体も問題意識はあっても、ひきこもりの実情は理解できていない。
- ⇒何を取り組んでよいのかも分からない状況。
- ⇒ひきこもりは年齢的にも幅があり、どこが担当部署になるかも課題。
- ⇒自治体向けの、実践例の報告会なども必要か？
- ⇒予算には限界がある。ひきこもり支援は、個別対応が原則で時間のかかる支援になるので高コストな支援になる。
- ⇒すべての支援が無料で良いのか？
- ⇒市町村レベルでは、自治体同士の連携も必要。単独で予算を組む難しさ。
(地域の支援機関を巻き込んだ支援)

医療との連携

○ひきこもりが長期化し精神的な問題がありそうなケース。

⇒ひきこもり状況であると穏やかに生活していることが多い

⇒保健所に相談しても緊急度が低いと見守りを提案されることが多い。

⇒医療には自ら繋がれない存在である。

⇒精神保健福祉センターのアウトリーチ支援事業を利用したいが
受け入れてもらえないケースも・・・

⇒相互の連携は重要と考える。

保健福祉の枠組みから、もう少し広げた連携が必要。

地域ごとのに「つなぐシステム」を構築する必要がある（医療福祉～自立就労支援）

⇒地域ごとに様々なネットワーク会議が存在している。

⇒大きな集まりよりは、必要に応じて必要な機関と具体的に繋がれる関係性が重要

民間の支援団体

☆東京都若者社会参加応援事業登録団体

19団体が（相談・訪問・居場所・社会体験活動）を展開

⇒それぞれに、特徴・得意分野がある。

⇒それぞれの得意分野を把握・整理し、保護者や関係機関に伝えていく役割が必要
（若ナビα等）

☆悪徳支援団体の問題・・・（何を持って悪徳と判断するのか・・・）

⇒支援実態がはっきりせず高額な利用料を請求するような事案

⇒暴力的色彩の強い支援団体

- 利用者にとってわかりやすい情報伝達が重要。
（家に近いからではなく、タイプ別の支援に繋ぐことが重要）